

指定科目の確認審査における判定の留意点（例示）について

令和2年4月15日

建築士試験指定科目確認審査委員会

指定科目の確認審査は、学校等の課程から提出された確認申請書及びシラバス等の添付資料を基に、国土交通大臣の指定する建築に関する科目（令和元年11月1日国土交通省告示第751号、第753号等）に該当するかどうかの確認を行います。また、確認審査に当たっては、以下の事項（例示）について留意して判定を行いますので、確認申請の際の参考としてください。

なお、確認審査においては、必要に応じて当委員会から学校等へ授業内容等に関する質疑・要請を行う場合があります。

申請試験区分「一級建築士試験」及び「二級・木造建築士試験」共通事項

○学校等の課程から申請された建築に関する科目の授業内容が次のものとなっているかどうかを確認する。

- ・「①建築設計製図」…住宅・建築物を主たる題材としているか。最終的に建築図面の作成に至っているか。複数の科目が開講されている場合は各科目の関係が異なる内容であるか又はステップアップする内容となっているか。

- ・「②建築計画」…住宅・建築物の計画に関する題材が過半を占めているか。

住宅・建築物の計画に関する題材が過半を占めていない科目（都市計画等）については、「住宅・建築物の周辺の空間の計画」に関する題材を含めると過半を占める科目となっているか。

「住宅・建築物の周辺の空間の計画」の例示

→ 住宅地計画（田園都市、近隣住区、ニュータウン）に関するもの

→ 地域地区（建築物に係るもの）、都市施設（建築物に係るもの）、市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業）に関するもの

→ 地区計画、開発許可、景観に関する内容のうち、建築物に係るもの

- ・「③建築環境工学」…住宅・建築物の室内環境に関する題材が過半を占めているか。
- ・「④建築設備」…住宅・建築物の設備に関する題材が過半を占めているか。
- ・「⑤構造力学」、「⑥建築一般構造」、「⑦建築材料」…建築設計・工事監理等の建築士の業務に関するものとなっているか（必ずしも建築物を題材としたものに限らない。）。
- ・「⑧建築生産」…建築設計・工事監理等の建築士の業務に関するものとなっているか。開講科目のいずれかに、建築物等の工事施工に関するものが含まれているか。
- ・「⑨建築法規」…建築基準法及び関連法規に関する題材が過半を占めているか。
- ・「⑩複合・関連科目」…上記の①～⑨の指定科目に該当しないが、建築設計・工事監理等の建築士の業務に関するものとなっているか。

⑩の科目例示 建築設計に資する図学・基礎製図（C A D操作方法、B I M操作方法を含む）、建築職能、建築倫理、住宅・建築物の敷地における測量、都市史、ランドスケープ、「指定科目分類①～⑨」の複合を目指している科目、授業内容の一部が「指定科目分類①～⑨」のいずれかに該当するが過半に満たない科目等

○次に例示するように、指定科目の科目分類の内容を横断的に扱っている科目については、シラバスの内容から該当する科目分類を判断する。なお、卒業設計、卒業研究については、指定科目の対象としない。

（次ページへつづく）

例示 1 住宅・建築物に係るインスペクション（検査、診断）、維持・保全、リフォーム・改修等を内容とする科目については、

- 計画に関するものは、「②建築計画」の対象とする。
- 設備に関するものは、「④建築設備」の対象とする。
- 構造設計に関するものは、「⑥建築一般構造」の対象とする。
- 工事施工に関するものは、「⑧建築生産」の対象とする。

例示 2 防災を内容とする科目については、

- 避難経路、避難スペース等の避難計画に関する内容のうち、住宅・建築物に係るものは、「②建築計画」の対象とする。
- 非常用電源・非常用照明等の防災設備等に関する内容のうち、住宅・建築物に係るものは、「④建築設備」の対象とする。
- 建築物等の構造の安全性に関する内容のうち、構造設計に関するものは、「⑥建築一般構造」の対象とする。

例示 3 B I Mを使用する科目については、

- 建築設計演習を行っており、最終的に建築図面の作成に至るものは、「①建築設計製図」の対象とする。
- 住宅・建築物の室内環境のシミュレーションに関するものは、「③建築環境工学」の対象とする。
- 住宅・建築物の設備に関するものは、「④建築設備」の対象とする。
- 建築物等の躯体等の構造設計に関するものは、「⑥建築一般構造」の対象とする。
- 建築物等の工事施工に関するものは、「⑧建築生産」の対象とする。
- B I Mの基本操作、事例紹介に関するものは、「⑩複合・関連科目」の対象とする。

申請試験区分「一級建築士試験」の場合

○上記「共通事項」に追加して、開講科目のいずれかに、次の内容が含まれているかどうかを確認する。

- ・「①建築設計製図」…木造及び非木造の両方の建築物（共同住宅、事務所等）を題材としているか。
- ・「⑤構造力学」…不静定構造物の構造力学に関する内容を取り扱っているか。
- ・「⑥建築一般構造」…木造及び非木造の両方の建築物等の構法に関する内容を取り扱っているか。
- ・「⑧建築生産」…木造及び非木造の両方の建築物等の工事施工に関する内容を取り扱っているか。